



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年3月22日火曜日 第2252号

◇ 目次 ◇ 告 示

愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金収納事務の委託...	203
障害者就業・生活支援センターの指定（2件）	203
地籍調査の成果の認証	203
県営土地改良事業の換地処分	203
同意の成立（漁獲共済）	204
急傾斜地崩壊危険区域の指定	204
基本測量の終了の通知	204
建設業者の許可の取消し	205
道路の区域変更（県道新居浜港線）	205
建設業者の許可の取消し（2件）	205
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）	206
道路の供用開始（県道鳥井喜木津線）	206
指定道路の指定	207
道路の区域変更（一般国道378号）	207
道路の供用開始（"）	207

公 告

ガスクロマトグラフ飛行時間質量分析計の購入	207
微小粒子状物質自動測定機の購入	208
質量分析付液体クロマトグラフィーの購入	209
面内せん断試験装置の購入	210

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則	211
----------------------	-----

公安委員会訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	218
--------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第379号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛媛県視聴覚福祉センターの点字印刷物売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成23年3月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
松山市道後町二丁目12番11号
- 2 委託期間
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

○愛媛県告示第380号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第

33条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定した。

平成23年3月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 名称 社会福祉法人わかば会
- 2 住所 新居浜市船木甲741番地1
- 3 事務所の所在地 新居浜市泉池町8-40
- 4 指定をした日 平成23年3月9日

○愛媛県告示第381号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定した。

平成23年3月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 名称 医療法人青峰会
- 2 住所 八幡浜市五反田1番耕地1046番地1
- 3 事務所の所在地 八幡浜市五反田1番耕地106番地
- 4 指定をした日 平成23年3月9日

○愛媛県告示第382号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年3月22日

愛媛県知事 中村時広

- 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
四国中央市	川之江町の19	平成21年度から 平成22年度まで	四国中央市の 地籍図及び地籍簿
四国中央市	新瀬川9	平成21年度から 平成22年度まで	四国中央市の 地籍図及び地籍簿
東温市	河之内・滑川の 各一部	平成20年度から 平成21年度まで	東温市の 地籍図及び地籍簿

- 2 認証年月日

平成23年3月22日

○愛媛県告示第383号

平成23年3月11日県営畑地帯総合整備事業脇地区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成23年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第384号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	区 分
町見区域（八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧町見漁業協同組合の地区）	主として船びき網を使用して営む漁業

○愛媛県告示第385号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所において縦覧に供する。

平成23年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

板野

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱	
大洲市	菅田町宇津	淵ノ瀬	甲365番	1号	
			板野	乙53番1	2号
			板野	乙53番1	3号
			板野	乙62番2	4号
			淵ノ瀬	甲407番	5号
			淵ノ瀬	甲406番2	6号
			淵ノ瀬	甲400番1	7号
			淵ノ瀬	甲369番	8号
			淵ノ瀬	甲367番4	9号

上組

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成8年8月愛媛県告示第1082号）川西の項で指定した標柱3号、標柱2号及び標柱1号を順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱1号を市道内通り長浜線北側官民境界線で結んだ線、標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線、標柱10号と標柱11号を山本池西側官民境界線で結んだ線、標柱11号と標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
大洲市	新谷	甲464番地先	1号
		丙570番3	2号
		丙573番3	3号
		丙568番	4号

	丙568番	5号
	丙564番1	6号
	丙564番3	7号
	丙558番、甲416番、甲417番	8号
	甲413番4	9号
	甲426番地先	10号
	甲404番1地先	11号
	丙543番	12号
	丙543番	13号
	丙543番	14号

寄松D

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成20年1月愛媛県告示第85号）寄松Dの項で指定した標柱6号、標柱5号、標柱4号及び標柱3号を順次結んだ線、標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
宇和島市	寄松	比沙門谷	乙38番5	8号
			乙38番2	9号
			甲519番	10号
			甲520番2	11号

油袋

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和52年3月愛媛県告示第336号）油袋の項で指定した標柱6号と標柱7号を結んだ線、標柱7号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号及び標柱9号を順次結んだ線及び標柱9号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域並びに同項で指定した標柱5号と標柱6号を結んだ線、標柱6号と次に掲げる地番の土地に存する標柱10号を結んだ線及び標柱10号と標柱5号を結んだ線に囲まれた区域並びに同項で指定した標柱2号から標柱5号までを順次結んだ線、標柱5号と次に掲げる地番の土地に存する標柱11号から標柱17号を順次結んだ線及び標柱17号と標柱2号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
南宇和郡愛南町	油袋	328番	8号
		328番	9号
		355番	10号
		394番1	11号
		394番1	12号
		398番	13号
		430番	14号
		448番	15号
		461番	16号
		461番	17号

○愛媛県告示第386号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通

知があった。

平成23年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

2 作業期間 平成22年 9月22日から

平成23年 2月28日まで

3 作業地域 新居浜市

○愛媛県告示第387号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-17)第9060号	平成18年 3月19日	(株)コスにじゅういち	近藤 真而	新居浜市港町2-25	平成23年 2月8日	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部)
(特-18)第430号	平成18年 10月2日	曾我部建設(株)	曾我部昌治	今治市辻堂3-5-62	平成23年 2月10日	管工事業 造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-18)第4455号	平成19年 1月24日	菅建設	菅 紀之	新居浜市萩生336-3	平成23年 2月10日	建築工事業	建設業の廃止
(特-18)第6429号	平成18年 5月10日	イワキテック(株)	山本 新一	越智郡上島町岩城6017	平成23年 2月14日	建築工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 塗装工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-19)第13973号	平成20年 3月27日	(有)東予ハウス企画	江原 義人	西条市河原津甲1166-17	平成23年 2月15日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-22)第13073号	平成22年 6月20日	白石建設(有)	白石 一三	今治市大西町紺原甲863	平成23年 2月22日	左官工事業 屋根工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	新居浜港線	新居浜市正枝町二丁目386番5から 同市本郷一丁目864番2地先まで	旧	メートル 6.7~10.9 20.0~28.5	キロメートル 0.794 0.521	
			新	6.7~10.9 20.0~28.5	0.794 0.749	

○愛媛県告示第389号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-21)第16485号	平成21年 5月20日	(株)予州	山岡 誠二	松山市空港通7-12-14	平成23年 2月3日	土工事業 建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 建具工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

(般 - 18)第3867号	平成18年 4月10日	(株)パドス	伊賀上竜也	松山市土居田町575 - 3	平成23年 2月16日	土木工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19)第11729号	平成19年 9月26日	第一技建(株)	一柳 輝好	松山市吉藤3 - 6 - 24	平成23年 2月17日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19)第15133号	平成19年 9月17日	(有)和田電業所	伊藤 文雄	松山市別府町375 - 5	平成23年 2月21日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 17)第15909号	平成18年 3月13日	(有)カズケン	和田 陽吾	松山市天山1 - 4 - 30	平成23年 2月24日	建築工事業 屋根工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第390号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(特 - 18)第358号	平成18年 11月14日	(株)未廣組	未廣 修康	南宇和郡愛南町須ノ川700	平成23年 2月8日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19)第8344号	平成19年 7月21日	森田建設	森田 宏	喜多郡内子町大瀬中央4575	平成23年 2月18日	建築工事業	建設業の廃止
(般・特 - 19)第586号	平成19年 12月19日	伊方建設(有)	佐竹 英信	西宇和郡伊方町湊浦6 - 1	平成23年 2月24日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 管工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第13474号	平成18年 7月29日	(株)シンツ	新津 昌雄	宇和島市丸之内5 - 4 - 7	平成23年 2月28日	土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 内装仕上工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第391号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町田部ヤツト2908番2から 同町田部ヤツト2908番1地先まで	旧	メートル 4.2~5.0	キロメートル 0.012	
		西宇和郡伊方町田部ヤツト2908番2から 同町田部ヤツト2908番3まで	新	8.0~8.2	0.012	

○愛媛県告示第392号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町田部ヤツト2908番2から 同町田部ヤツト2908番1地先まで 及び 西宇和郡伊方町田部ヤツト2908番2から 同町田部ヤツト2908番3まで	平成23年 3月22日

○愛媛県告示第393号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成23年 3月22日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成23年 3月10日

3 指定道路の位置

大洲市徳森字土肥1989番3の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 22.64メートル

(2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町朝立字畑岡1番耕地546番61から 同町朝立字畑岡1番耕地545番97まで	旧	メートル 6.4~13.3	キロメートル 0.085	
			新	13.3~21.2	0.085	

○愛媛県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町朝立字畑岡1番耕地546番61から 同町朝立字畑岡1番耕地545番97まで	平成23年 3月22日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

ガスクロマトグラフ飛行時間質量分析計の購入

(2) 購入物品名及び数量

ガスクロマトグラフ飛行時間質量分析計 1式

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

平成23年 8月17日(水)

(5) 納入場所

愛媛県産業技術研究所

(松山市久米窪田町487番地2)

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札によることができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費

税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 - 2156

- (2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成23年5月16日（月）午前9時から同月17日（火）午後2時59分まで

紙入札による場合は、平成23年5月17日（火）午後2時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成23年5月17日（火）午後3時00分

愛媛県総務部会議室（入札室）本館2階

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成23年5月9日（月）午後5時00分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased :

Gas Chromatograph and Time of Flight Mass Spectrometer , 1 set

- (2) Time limit of tender : 2:59 P.m. , 12 May 2011

- (3) For further information ,please contact : Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL089 912 2156

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

微小粒子状物質自動測定機の購入

- (2) 購入物品名及び数量

微小粒子状物質自動測定機 7式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

- (3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

- (4) 納入期限

平成23年9月20日（火）

- (5) 納入場所

入札説明書等による。

- (6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札によることができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であ

るかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話 (089) 912 - 2156

- (2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成23年 5月16日（月）午前9時から同月17日（火）午後1時59分まで

紙入札による場合は、平成23年 5月17日（火）午後1時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成23年 5月17日（火）午後2時00分

愛媛県総務部会議室（入札室） 本館 2 階

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成23年 5月 9日（月）午後5時00分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から

第154条までの規定による。

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased :

Fine Particle (PM2.5) monitor , 7 set

- (2) Time limit of tender : 1:59 P m . , 12 May 2011

- (3) For further information ,please contact : Supplies Procurement Section, Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL089 912 2156

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

質量分析付液体クロマトグラフィーの購入

- (2) 購入物品名及び数量

質量分析付液体クロマトグラフィー 1 式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

- (3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

- (4) 納入期限

平成23年 8月25日（木）

- (5) 納入場所

愛媛県農林水産研究所

（松山市上難波甲311番地）

- (6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札によることができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の③に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 - 2156

- (2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成23年5月13日（金）午前9時から同月16日（月）午後1時59分まで

紙入札による場合は、平成23年5月16日（月）午後1時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成23年5月16日（月）午後2時00分

愛媛県総務部会議室（入札室） 本館2階

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成23年5月9日（月）午後5時00分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

- イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased :

Liquid chromatograph - mass spectrometer ,1 set

- (2) Time limit of tender : 1:59 P.m .,16 May 2011

- (3) For further information, please contact : Supplies Procurement

Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan

TEL089 912 2156

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 3月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名

面内せん断試験装置の購入

- (2) 購入物品名及び数量

面内せん断試験装置 1式

（使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。）

- (3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

- (4) 納入期限

平成23年10月31日（月）

- (5) 納入場所

愛媛県農林水産研究所林業研究センター

（上浮穴郡久万高原町菅生2番耕地280の38）

- (6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札によることができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089) 912 - 2156

- (2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成23年 5月13日（金）午前 9時から同月16日（月）午後 2時59分まで
紙入札による場合は、平成23年 5月16日（月）午後 2時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成23年 5月16日（月）午後 3時00分
愛媛県総務部会議室（入札室） 本館 2階

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成23年 5月 9日（月）午後 5時00分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased :
In-plane shear apparatus ,1 set
- (2) Time limit of tender : 2:59 P m ,16 May 2011
- (3) For further information , please contact : Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL089 912 2156

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 3月22日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

愛媛県警察組織規則等の一部を改正する規則

（愛媛県警察組織規則の一部改正）

第1条 愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（ 監察官室長及び外事対策室長 ）	（ 監察官室長及び国際対策室長 ）
第 6 条 監察官室及び外事対策室に、室長を置き、警視の階級にあ	第 6 条 監察官室及び国際対策室に、室長を置き、警視の階級にあ

る警察官をもって充てる。

2 省略

(次長)

第10条 課、監察官室及び外事対策室に、次長を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

2 次長は、課、監察官室又は外事対策室の総括的運営について課長、監察官室長又は外事対策室長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(管理官等)

第13条 課、監察官室、科学捜査研究所及び外事対策室(以下「課等」という。)に、管理官及び調査官(以下「管理官等」という。)を置くことができる。

2・3 省略

(課長補佐等、指導官及び副参事)

第14条 課に課長補佐、班長又は副班長(以下「課長補佐等」という。)を、監察官室及び外事対策室に室長補佐を置き、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。課長補佐等及び室長補佐は、担当事務について課長、監察官室長又は外事対策室長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

2・3 省略

(厚生課)

第30条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 省略

(2) 警察共済組合愛媛県支部に関すること。

(3)~(6) 省略

(生活安全部の分課)

第32条 生活安全部に、次の5課を置く。

生活安全企画課

地域課

通信指令課

少年課

生活環境課

(生活安全企画課)

第33条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(6) 省略

(7) 古物営業法(昭和24年法律第108号)、質屋営業法(昭和25年法律第158号)及び警備業法(昭和47年法律第117号)に関すること。

(8) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)に関すること。

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(地域課)

第34条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(通信指令課)

第34条の2 通信指令課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 警察通信指令に関すること。

る警察官をもって充てる。

2 省略

(次長)

第10条 課、監察官室及び国際対策室に、次長を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

2 次長は、課、監察官室又は国際対策室の総括的運営について課長、監察官室長又は国際対策室長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

(管理官等)

第13条 課、監察官室、科学捜査研究所及び国際対策室(以下「課等」という。)に、管理官及び調査官(以下「管理官等」という。)を置くことができる。

2・3 省略

(課長補佐等、指導官及び副参事)

第14条 課に課長補佐、班長又は副班長(以下「課長補佐等」という。)を、監察官室及び国際対策室に室長補佐を置き、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。課長補佐等及び室長補佐は、担当事務について課長、監察官室長又は国際対策室長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

2・3 省略

(厚生課)

第30条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 省略

(2) 警察共済愛媛県支部に関すること。

(3)~(6) 省略

(生活安全部の分課)

第32条 生活安全部に、次の4課を置く。

生活安全企画課

地域課

少年課

生活環境課

(生活安全企画課)

第33条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(地域課)

第34条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(5) 省略

(6) 警察通信指令に関すること。

(7) 省略

(8) 省略

(生活環境課)

第36条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略

(公安課)

第53条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)・(2) 省略
- (3) 警備犯罪の取締りに関すること(警備課及び外事対策室の所掌に属するものを除く。)
- (4) 警備情報(警備課及び外事対策室の所掌に属するものを除く。以下この号において同じ。)の収集、整理その他警備情報に関すること。
- (5)・(6) 省略

(外事対策室)

第57条 警備部に、外事対策室を附置する。

2 外事対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1)~(6) 省略

(IT化対策推進室)

第59条の2 情報管理課に、IT化対策推進室を附置する。

2 IT化対策推進室は、第24条第1号、第2号及び第4号の事務をつかさどる。

3 IT化対策推進室に、室長を置き、警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、IT化対策推進室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(ストーカー対策室)

第67条 省略

2 ストーカー対策室は、第33条第10号及び第11号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(生活環境課)

第36条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 省略
- (2) 古物営業法(昭和24年法律第108号)、質屋営業法(昭和25年法律第158号)及び警備業法(昭和47年法律第117号)に関すること。
- (3) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号)に関すること。
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略

(公安課)

第53条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)・(2) 省略
- (3) 警備犯罪の取締りに関すること(警備課及び国際対策室の所掌に属するものを除く。)
- (4) 警備情報(警備課及び国際対策室の所掌に属するものを除く。以下この号において同じ。)の収集、整理その他警備情報に関すること。
- (5)・(6) 省略

(国際対策室)

第57条 警備部に、国際対策室を附置する。

2 国際対策室においては、次の事務をつかさどる。

- (1)~(6) 省略

(ストーカー対策室)

第66条の2 省略

2 ストーカー対策室は、第33条第8号及び第9号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(通信指令室)

第67条 地域課に、通信指令室を附置する。

2 通信指令室は、第34条第6号の事務をつかさどる。

3 通信指令室に、室長を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、通信指令室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(鉄道警察隊)

第68条 省略

- 2 鉄道警察隊は、第34条第6号の事務をつかさどる。
- 3・4 省略

(航空隊)

第69条 省略

- 2 航空隊は、第34条第7号の事務をつかさどる。
- 3・4 省略

(生活安全部特別捜査隊)

第71条 省略

- 2 生活安全部特別捜査隊は、第36条第10号の事務をつかさどる。
- 3 生活安全部特別捜査隊に、隊長を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 省略

(サイバー犯罪対策室)

第72条 省略

- 2 サイバー犯罪対策室は、第36条第11号及び第12号の事務をつかさどる。
- 3・4 省略

別表 (第79条関係)

警察署名	課名
省略	
愛媛県西予警察署	警務課 会計課 生活安全課 地域課 刑事課 交通課
愛媛県伯方警察署、愛媛県久万高原警察署、 _____及び愛媛県愛南警察署	省略

(鉄道警察隊)

第68条 省略

- 2 鉄道警察隊は、第34条第7号の事務をつかさどる。
- 3・4 省略

(航空隊)

第69条 省略

- 2 航空隊は、第34条第8号の事務をつかさどる。
- 3・4 省略

(生活安全部特別捜査隊)

第71条 省略

- 2 生活安全部特別捜査隊は、第36条第12号の事務をつかさどる。
- 3 生活安全部特別捜査隊に、隊長を置き、警視_____の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 省略

(サイバー犯罪対策室)

第72条 省略

- 2 サイバー犯罪対策室は、第36条第13号及び第14号の事務をつかさどる。
- 3・4 省略

別表 (第79条関係)

警察署名	課名
省略	
愛媛県伯方警察署、愛媛県久万高原警察署、 愛媛県西予警察署及び愛媛県愛南警察署	省略

(愛媛県公安委員会公印規程の一部改正)

第2条 愛媛県公安委員会公印規程 (昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前							
別表 (第2条関係)						別表 (第2条関係)							
1 愛媛県公安委員会印						1 愛媛県公安委員会印							
項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途	項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途
			縦	横						縦	横		
1~5 省略													
6	愛媛県公安委員会印	かい書	10	10	生活安全企画課長 生活環境課長 交通指導課長 警察署長	1~10 省略	6	愛媛県公安委員会印	かい書	10	10	生活環境課長 交通指導課長 警察署長	1~10 省略

7～9 省略						
10	公安 愛媛県 委員会	かい 書	18	28	生活安全企画課長 生活環境課長 交通指導課長 運転免許課長 警察署長	1～13 省略
11・12 省略						

注1 運転免許管理事務用の具体的な用途は、申請による運転免許取消通知、取消処分者講習、停止処分者講習、普通車講習、二輪車講習、応急救護処置講習、応急救護処置指導者養成講習、原付講習、旅客車講習、初心運転者講習、違反者講習、特定任意講習、認知機能検査員講習及び指定講習機関制度の事務とする。

2 省略

2 省略

7～9 省略						
10	公安 愛媛県 委員会	かい 書	18	28	生活環境課長 交通指導課長 運転免許課長 警察署長	1～13 省略
11・12 省略						

注1 運転免許管理事務用の具体的な用途は、申請による運転免許取消通知、取消処分者講習、停止処分者講習、普通車講習、二輪車講習、応急救護処置講習、応急救護処置指導者養成講習、原付講習、旅客車講習、初心運転者講習、違反者講習、特定任意講習_____及び指定講習機関制度の事務とする。

2 省略

2 省略

(愛媛県警察職員の定数に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県警察職員の定数に関する規則(昭和41年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織別定数) 第2条 職員の組織ごとの定数は、愛媛県警察本部の課、監察官室、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び外事対策室、警察学校並びに警察署の区分に応じて、公安委員会が定める。	(組織別定数) 第2条 職員の組織ごとの定数は、愛媛県警察本部の課、監察官室、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び国際対策室、警察学校並びに警察署の区分に応じて、公安委員会が定める。

(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第4条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(昭和53年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第6条 省略 第7条 省略	第6条 省略 第5条 省略

(警察教養規則施行細則の一部改正)

第5条 警察教養規則施行細則(平成6年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(愛媛県警察本部企画教養課長の責務) 第4条 愛媛県警察本部企画教養課長は、警察教養の実施に関し、愛媛県警察本部の課長、監察官室長、科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び外事対策室長、警察学校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)と緊密な連携を保持し、警察教養の効果的な推進に努めなければならない。	(愛媛県警察本部企画教養課長の責務) 第4条 愛媛県警察本部企画教養課長は、警察教養の実施に関し、愛媛県警察本部の課長、監察官室長、科学捜査研究所長、機動捜査隊長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、機動隊長及び国際対策室長、警察学校長並びに警察署長(以下「所属長」という。)と緊密な連携を保持し、警察教養の効果的な推進に努めなければならない。

(没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第6条 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年愛媛県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>愛媛県警察の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号_____)第19条第3項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号_____)第23条第1項の公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p>	<p>愛媛県警察の警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。)第19条第3項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第23条第1項の公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p>

(特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則の一部改正)

第7条 特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則(平成14年愛媛県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(講習時間)</p> <p>第6条 特定任意高齢者講習の講習時間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) シニア運転者講習 3時間(75歳以上の者に対しては、<u>2時間30分</u>)</p> <p>(2) 省略</p> <p>(簡易講習の受講)</p> <p>第7条 <u>運転免許に係る講習等に関する規則</u>(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習に関する規則」という。)第2条第1項のチャレンジ講習受講結果確認書(以下「確認書」という。)の交付を受けた者は、簡易講習を受講することができる。</p>	<p>(講習時間)</p> <p>第6条 特定任意高齢者講習の講習時間は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) シニア運転者講習 3時間</p> <p>(2) 省略</p> <p>(簡易講習の受講)</p> <p>第7条 <u>運転免許に係る講習に関する規則</u>(平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習に関する規則」という。)第2条第1項のチャレンジ講習受講結果確認書(以下「確認書」という。)の交付を受けた者は、簡易講習を受講することができる。</p>

(古物営業法施行細則の一部改正)

第8条 古物営業法施行細則(平成15年愛媛県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(申請書及び届出書の提出部数)</p> <p>第2条 施行規則第1条第2項の規定による許可申請書、第4条第2項の規定による再交付申請書、第5条第3項の規定による届出書及び第5条第7項の規定による書換申請書の提出部数は、<u>1通</u>とする。</p> <p>(処分の通知)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる処分の通知は、同表の右欄に掲げる書面の様式を交付して行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="156 1854 762 2123"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>左欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~6 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>施行規則第12条第1項の規定による行商従事者証等の様式の承認又は不承認</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>8~14 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	左欄	右欄	1~6 省略			7	施行規則第12条第1項の規定による行商従事者証等の様式の承認又は不承認	省略	8~14 省略			<p>(申請書及び届出書の提出部数)</p> <p>第2条 施行規則第1条第2項の規定による許可申請書、第4条第2項の規定による再交付申請書、第5条第3項の規定による届出書及び第5条第7項の規定による書換申請書の提出部数は、<u>1部</u>とする。</p> <p>(処分の通知)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる処分の通知は、同表の右欄に掲げる書面の様式を交付して行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="833 1854 1439 2123"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>左欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~6 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>施行規則第12条第1項の規定による行商従事者証等の様式の承認又は不承認の通知</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>8~14 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項	左欄	右欄	1~6 省略			7	施行規則第12条第1項の規定による行商従事者証等の様式の承認又は不承認の通知	省略	8~14 省略		
項	左欄	右欄																							
1~6 省略																									
7	施行規則第12条第1項の規定による行商従事者証等の様式の承認又は不承認	省略																							
8~14 省略																									
項	左欄	右欄																							
1~6 省略																									
7	施行規則第12条第1項の規定による行商従事者証等の様式の承認又は不承認の通知	省略																							
8~14 省略																									

様式第1号(第3条関係)

省略

様式第3号(第3条関係)

省略

様式第8号(第4条関係)

省略

様式第10号(第4条関係)

省略

様式第1号(第3条関係)

省略
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

様式第3号(第3条関係)

省略
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

様式第8号(第4条関係)

省略
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

様式第10号(第4条関係)

省略
この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛媛県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

(愛媛県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部改正)

第9条 愛媛県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則(平成18年愛媛県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>様式第10号(第6条関係)</p> <p>(表)</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>(裏)</p> <p>1・2 省略</p> <p>参考</p> <p><u>愛媛県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則</u> (平成18年愛媛県公安委員会規則第7号)</p> <p>(延滞金)</p> <p>第7条 公安委員会は、前条第1項の _____ 督促をした場合においては、次に掲げる場合を除き、当該放置違反金の額に、納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を徴収するものとする。</p>	<p>様式第10号(第6条関係)</p> <p>(表)</p> <p>省略</p> <p>注 省略</p> <p>(裏)</p> <p>1・2 省略</p> <p>参考</p> <p><u>放置違反金に係る納付命令、督促及び滞納処分並びに延滞金等に関する規則</u> (平成18年愛媛県公安委員会規則第7号)</p> <p>(延滞金)</p> <p>第7条 公安委員会は、前条第1項の規定による督促をした場合においては、次に掲げる場合を除き、当該放置違反金の額に、納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞金を徴収する _____。</p>

- (1) 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納付の期限までに納付できなかったとき。
 - (2) 省略
 - (3) 前2号のほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納付の期限までに納付することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。
- 2 前項の_____延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。

- (1) 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納付期限までに納付できなかったとき。
 - (2) 省略
 - (3) 前各号のほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納付期限までに納付することができなかったことについてやむを得ない理由があると認める_____とき。
- 2 前項の規定による延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる_____。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第1号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月22日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表2（第3条関係） 部課長の専決事項		別表2（第3条関係） 部課長の専決事項	
1 省略		1 省略	
2 課長専決事項		2 課長専決事項	
(1)～(4) 省略		(1)～(4) 省略	
(5) 生活安全企画課長		(5) 生活安全企画課長	
法令	専決事項	法令	専決事項
質屋営業法	1 第3条第3項の規定による質屋営業の不許可通知 2 第27条の規定による他の公安委員会への通知		
古物営業法	1 第5条第3項の規定による古物営業を許可しない理由の通知 2 第7条第2項の規定による第5条第1項第1号又は第7号に掲げる事項の変更の届出に係る他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理 3 第8条の2第1項の規定による第5条第1項第6号に規定する方法を用いる古物商について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による供覧の実施 4 第8条の2第2項の規定による第8条の2第1項各号に掲げる事項の変更に係る補正		
行商従業者証等の様式の承認に関する規程	1 第7条の規定による行商従業者証又は標識の様式の承認の取消しに係る通知		

<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）</p>	<p>1 第9条第1項の規定による特定事業者の疑わしい取引の届出の受理</p> <p>2 第9条第3項の規定による国家公安委員会への通知</p> <p>3 第13条の規定による特定事業者に対する業務報告及び資料提出の要求（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</p> <p>4 第14条第1項の規定による立入検査の実施（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</p> <p>5 第15条の規定による特定事業者に対する指導、助言及び勧告（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</p> <p>6 第16条の規定による特定事業者に対する是正命令</p>		
<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）</p>	<p>1 第18条第2項の規定による身分証明書の発行</p>		
<p>警備業法</p>	<p>1 第11条第2項の規定による変更届出事項に係る他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理</p> <p>2 第22条第2項の規定による指導教育責任者資格者証の交付</p> <p>3 第23条第4項の規定による合格証明書の交付</p> <p>4 第42条第2項の規定による機械警備業務管理者資格者証の交付</p> <p>5 第46条の規定による報告徴収等（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</p> <p>6 第47条第1項の規定による立入検査（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</p>		
<p>警備業法の一部を改正する法律</p>	<p>1 附則第5条の規定による審査（書面審査に限る。）</p>		
<p>警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則</p>	<p>1 第4条第1項（第13条において準用する場合を含む。）の規定による指導教育責任者講習の受講申込書の受理</p> <p>2 第7条第1項の規定による指導教育責任者講習修了証明書の交付</p> <p>3 第12条第1項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の交付</p>		
<p>警備員等の検定等に関する規則</p>	<p>1 第10条の規定による受検票の交付</p> <p>2 第11条の規定による成績証明書の交付</p>		

省略	
省略	

(7) ~ (12) 省略

省略	
警備業法	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>第11条第2項の規定による変更届出事項に係る他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理</u> 2 <u>第22条第2項の規定による指導教育責任者資格者の交付</u> 3 <u>第23条第4項の規定による合格証明書の交付</u> 4 <u>第42条第2項の規定による機械警備業務管理者資格者の交付</u> 5 <u>第46条の規定による報告徴収等（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</u> 6 <u>第47条第1項の規定による立入検査（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</u>
警備業法の一部を改正する法律	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>附則第5条の規定による審査（書面審査に限る。）</u>
警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>第4条第1項（第13条において準用する場合を含む。）の規定による指導教育責任者講習の受講申込書の受理</u> 2 <u>第7条第1項の規定による指導教育責任者講習修了証明書の交付</u> 3 <u>第12条第1項の規定による機械警備業務管理者講習修了証明書の交付</u>
警備員等の検定等に関する規則	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>第10条の規定による受検票の交付</u> 2 <u>第11条の規定による成績証明書の交付</u>
省略	
探偵業の業務の適正化に関する法律	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>第13条第1項の規定による探偵業者に対する業務報告及び資料提出の要求並びに立入検査の実施（警察本部に勤務する警察職員に行わせる場合に限る。）</u>

(7) ~ (12) 省略

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。